

参考資料集

(行政手続部会取りまとめ関係)

参考資料1 日本再興戦略 2016（抜粋）	1
参考資料2 規制改革推進会議令	2
参考資料3 先行的取組の概要（対日直接投資推進会議 規制・行政手続見直しワーキング・グループ）	3
参考資料4 先行的取組の概要（未来投資会議 構造改革徹底推進会合）	4
参考資料5 行政手続部会の設置について	8
参考資料6 我が国における規制・行政手続コストの削減に関する既存の取組	9
参考資料7 「規制・行政手続コスト」の考え方	14
参考資料8 諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆	21
参考資料9 事業者ニーズの把握の結果	
(1) 関係者からのヒアリング結果の整理	64
(2) 「事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査」（設問票）	80
(3) 事業者に対するアンケート調査の結果の取りまとめ	90
(4) 「規制・行政手続コスト削減に関する意見募集」の結果	104

日本再興戦略 2016（抜粋）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

I 部

2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

②事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内に結論を得る。

【1 年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

- ・外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】

II 部

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

・我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600 兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。このため、まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内を目途に結論を得る（早期に結論が得られるものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する）。また、外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。こうした先行的な取組と外国企業の日本への投資活動に関する取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

規制改革推進会議令

制定：平成28年9月7日

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員の任命等）

第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（議長）

第三条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第四条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから議長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、委員で会議に出席したもののはか、議長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第六条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。

（庶務）

第七条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（会議の運営）

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

対日直接投資推進会議 規制・行政手続見直しワーキング・グループ
緊急報告(概要)

平成28年12月22日

外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さが指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、各省庁等において実施することとした取組を緊急報告としてまとめたもの。

1. 法人設立・登記関係

- 外国企業等が、日本国内で自らの銀行口座を開設せずとも、出資金の払込証明を作成し、子会社の株式会社を設立できるよう、
 - ①出資金払込みの口座の名義人の範囲を拡大
 - 外国企業等が出資金払込みのために利用できる口座の名義人について、発起人や設立時代表取締役に限らず、
発起人の委任を受けた者であればよいこととする方向で検討し、年度内を目途に施行する。【法務省、28年度内を目指す】
 - ②払込先の金融機関の対象を拡充
 - 邦銀の海外支店の口座が含まれることを通達により明確化。【法務省、28年内】
 - メガバンクに対して速やかな態勢の整備を要請。【金融庁、28年10月】
- 登記手続等に必要なサイン証明書(印鑑証明の代替)について、従来の、本人の国籍国、日本(国籍国領事)に加え、
 - ①本人の現在の居住国等においても取得可能とするとともに、【法務省、28年6月】
 - ②国籍国本国等で取得可能であっても日本における領事がサイン証明書を発行していない場合、日本の公証人の作成したものでもよいこととする方向で検討。【法務省、28年度内】
- 法人設立後の銀行口座開設手続が円滑に進むよう、メガバンクに対し、対応できる支店等の集約、情報の共有、事務取扱の徹底等の態勢の整備を要請。メガバンクにおいて、年内を目途に態勢の整備を行う。【金融庁】

<その他の取組>

- ・会社設立関係の通達全文を掲載するウェブサイトを開設。【法務省、28年9月】
- ・登記申請等における外国語の提出書類の日本語への翻訳を省略することができる例を明確化。【法務省、28年度内】
(例:外国会社の取締役会議事録のうち、申請に関する内容以外の部分)
- ・定款認証手続等において割サインを不要とする。【法務省、28年度内】

2. 在留資格関係

- 在留資格に関する手続を窓口に出向かずに行えるよう、オンライン化を平成30年度より開始すべく、所要の準備を進める。【法務省】
- 手續に要する期間の見通しが立てやすくなるよう、所要期間の実績データの公表や、申請者が案件の進捗状況をオンラインで確認できる仕組みの導入について検討。【法務省】
- 高度外国人材の受け入れを促進するため、
 - 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設 【法務省、28年度内】
 - 高度人材ポイント制※の要件見直し(評価項目の追加等) 【法務省、28年度内】 ※配偶者のフルタイム就労、家事使用人等の優遇措置あり
 - 高度外国人材が帯同する家事使用人の受け入れ要件(海外で継続雇用していた家事使用人と同時期に入国)について、
高度外国人材の入国後でも呼び寄せられるよう見直しを検討。【法務省】

3. 行政手続のワンストップ化

- 東京開業ワンストップセンターの取扱業務を拡充。【内閣府等、28年内】
 - ①登記、税務、年金等の6事務の電子申請を可能にするとともに、全てのブースで申請の受付等を可能に。
 - ②取り扱う在留資格の対象に「技術・人文知識・国際業務」を追加(※現行は「経営・管理」「企業内転勤」のみ)するとともに、申請できる期限を段階的に延長し、平成30年4月を目途に、法人設立後5年以内まで延長(※現行は法人設立後6ヶ月以内)。

4. 外国語での情報発信

- 事業活動や生活に関してニーズの高い情報の外国語での発信の強化。【各省庁】
(例:e-Taxの主な操作マニュアル、主要な申告書や通知書の説明、社会保険等の手引きなど。)
- JETROのウェブサイトを各省庁の外国語情報に関するポータルサイトとする。

5. 輸入関係

- 統計品目番号(HSコード等)の「国内細分」の統廃合の推進による企業の分類作業負担の軽減。【財務省等】
(例:衣類は統計把握の必要性が低い国内細分の30年度統廃合実施に向け検討(Tシャツは29年度実施)。がん具は29年度の関税改正において国内細分統合を予定。)
- 輸入者等の利便性を高めるための情報発信の充実。【財務省・厚生労働省、28年度内】
(例:輸入品目別に必要な法令手続情報(税関HP)、食器等の輸入時の検査に必要なサンプル数の目安や試験成績書に記載すべき事項・留意点(厚生労働省HP)など)

①日本企業の「稼ぐ力」の向上に向けて
②規制改革、行政手続の簡素化、IT化
～技術革新を後押しする先行的取組～

2017年1月27日

未来投資会議

小林喜光

構造改革徹底推進会合(企業関連制度改革・産業構造改革)会長

②規制改革、行政手続の簡素化、IT化
～技術革新を後押しする先行的取組～

行政手続コストの軽減－規制改革、行政手続の簡素化、IT化

目標

「世界で一番企業が活動しやすい国」、「GDP600兆円経済」の実現

課題

- ▶ 日本の行政手続コストが投資拡大・生産性向上を阻害。
- ▶ 2015年に実施したジェトロによる外国企業アンケートでは、「日本の行政手続・許認可等の煩雑さ」が、対日投資の阻害要因の1位に。

阻害要因トップ5 2013年と2015年の比較

2013年調査		2015年調査
1位	ビジネスコストの高さ	行政手続き・許認可等の複雑さ
2位	日本市場の特殊性	人材確保の難しさ
3位	外国語によるコミュニケーション (ビジネス面)	外国語によるコミュニケーション (ビジネス面)
4位	行政手続き・ 許認可等の複雑さ	日本市場の特殊性
5位	人材確保の難しさ	ビジネスコストの高さ

ジェトロ対日投資報告 2015

事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体で進める

先行的取組の切り口と事業者負担軽減効果

先行的取組の切り口

第四次産業革命・イノベーションを後押しし、日本経済の成長を加速させる切り口

技術の革新に合わせて
行政手續も革新

行政手續の重複を排除
(デジタル・インフラの活用)

この二つの切り口で、4つの先行的取組を選定。

事業者目線で見た負担軽減効果

行政手續コスト の削減

行政から求められる
「ペーパーワーク」の削減

法令順守コスト (政策コスト)の削減

規制を順守するための
人件費・機材・設備購入費用

経済効果

規制変更で回復される
逸失利益

選定した4つの先行的取組 ①

スマート保安(高圧ガス)

行政手続
の革新

【これまで】

- 熟練工による1日数回の巡回点検、熟練工にも課題（力量差、リタイア）
- 4年に1度、大規模な検査が必要



【技術革新】

- IoT、ビッグデータ、AIを活用した常時監視（異常予兆検知システム）



【今後】

- 常時監視による異常・予兆検知を行うプラントについて、連続運転期間を最長8年までの間で柔軟に設定可能に（スーパー認定事業所制度の導入）

【効果】

- 逸失利益の回復：1事業所当たり約4億円/年、全国で約320億円/年
- 検査費の削減：1事業所当たり約8億円/年、全国で約720億円/年

世界最先端の化学物質開発力の実現

行政手續
の革新

【これまで】

- 動物実験による毒性試験（コンピュータ解析が認められず、コスト高）
- 生産拠点が海外に流出（少量生産・輸入物質は審査対象外だが、総量上限が存在するため）

【効果】

- 逸失利益の回復：化学業界全体で約69億円/年、サプライチェーン全体で約380億円/年
- 試験費の削減：化学業界全体で約250億円/年

【技術革新】

- ビッグデータを活用した毒性推計、用途別の排出係数の活用（40年間、累計1万6千物質の蓄積）



【今後】

- 動物実験を先端コンピューター解析に代替
- 製造・輸入の制限大幅緩和（化学物質審査規制法改正案を提出予定）

選定した4つの先行的取組 ②

i-Construction～建設現場の生産性革命～

行政手續
の革新

【これまで】

- 人力による測量
- 膨大な工事書類を手入力で作成



人力で計測 10日
50枚/2km

【技術革新】

- ドローン（3次元測量）
- ICTの活用（測量と設計の3次元情報をコンピュータで差分計算）



【今後】

- 新基準整備
- 施工後の検査は2日に大幅短縮
- 提出書類は1枚に大幅削減

【効果】

検査日数：約1/5に短縮、検査書類：約1/50に削減

※2kmの工事の場合

ベンチャー支援プラットフォーム

行政手續
重複排除

【これまで】

- 補助金ごとに異なる様式
- 各申請ごとに同内容を何度も入力

<異なる様式の申請書>



【技術革新】

- 法人番号の活用
- 最新IT・データベース技術の活用（組織を超えた情報の共有）



【今後】

- 重複した入力項目・提出情報の排除（Tell Us Once）
- 申請様式の共通化により、作業時間が大幅に減少

【効果】

作業時間：平均9.9時間の削減（▲27%）、人件費：平均85,500円の削減（▲26%）

(参考)規制改革、行政手続の簡素化、IT化の検討の進め方

日本再興戦略2016

事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体で進める新たな規制・制度改革手法を導入する。

対日直接投資推進会議

対日投資活動に関する規制・
行政手続の簡素化

2016年内に先行的取組を提示
(12月22日規制行政手続見直しWG)

未来投資会議

対日投資活動以外に関する規制・
行政手続の簡素化

2016年内に先行的取組を提示
(12月12日構造改革徹底推進会合)



規制改革推進会議

2016年度中を目途に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める
べき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定

行政手続部会の設置について

平成 28 年 9 月 12 日
規制改革推進会議決定

規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるため、規制改革推進会議令（平成 28 年政令第 303 号）第 4 条の規定に基づき行政手続部会を設置する。

【参考】日本再興戦略 2016（抜粋）（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

I 部 2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

(1) 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

②事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入

・まずは、外国企業の日本への投資活動に関する規制・行政手続の抜本的な簡素化について 1 年以内に結論を得る。

【1 年以内を目途に結論（早期に結論が得られたものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手）】

・外国企業の日本への投資活動に関する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

【先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手】

【本年度中を目途に、重点分野と削減目標を決定】